更新日:2024年3月14日

#### OSSライセンス関連でよくある誤解 V9

本ドキュメントは、インターネットの記事やセミナーの質問等を参考に、よくある誤解をまとめたものです。初心者向けの内容であり、各社に共通しそうな一般的な内容としています。また、OSIのOSSの定義に合致していないライセンスも対象にしています。 本FAQの内容にコメント等がある場合は、本SWGへご参加いただけますと幸いです。

- ◆ 本資料はCreative Commons CC0 1.0 Universalライセンスの下でリリースされています。
- ◆ 記載内容について、<u>作成者、提供元は一切の責任を負いません</u>ので、ご承知のうえ ご利用ください。

※提供元: OpenChain Japan WG (FAQ Subgroup)

※協力: <u>オープンソースライセンス研究所</u>

#### QA一覧 目次(1/2)

- 4. 英語のライセンスでも読まなければいけない?
- 5. OSSを商用利用できる?
- 6. 禁止されていなければ、利用できる?
- 7. 他で利用実績があれば、利用できる?
- 8. OSS名を営業の宣伝媒体で利用可能?
- 9. OSSは特許侵害とは関係しない?
- 10.OSSの投稿では特許侵害になることはない?
- 11.OSSに含まれている著作者以外が保有する特許は許諾されている? NEW
- 12.ライセンス違反者は特許権侵害になる?
- 13.コミュニティへ投稿すると特許権の放棄は必須?
- 14. OSS情報の提供は、OSS名のリストだけでいい?
- 15. ライセンス文書の提示は、参考和訳の方が親切?
- 16. ライセンス文書の提供は名称やURLの記載だけでいい?
- 17. ライセンス文書の提供は紙への印刷が必要?
- 18. ライセンス文書を添付するとOSSの改変になる?
- 19. 同じライセンス文書なら重複して記載する必要なし?
- 20. 代行作業であれば、ライセンス条件は関係なし?
- 21. 入手したOSSのライセンスを修正することは可能?
- 22.製品の使用条件は自由に設定できる?
- 23. 自社で開発したOSSのライセンスを変更できる?
- 24. 改変したら、コミュニティへ提供する必要あり?
- 25.ソースコードの提供は開発元のURL紹介でOK?
- 26.ソースコードは全世界の人へ提供する?
- 27. ソースコードは出荷する時にWebに掲載するだけでいい?
- 28. OSSに含まれる他のOSSもライセンス遵守が必要?
- 29. 依存関係でダウンロードされたOSSは気にせず配布可能?
- 30. サーバーからの機能提供は、配布と同じですか?

- 31. 両立しないライセンスのOSSを含むOSSを利用できる?
- 32. 動作しないならライセンスを守る必要はない?
- 33. 自動生成部分と一致したOSSのライセンス遵守が必要?
- 34. OSSの開発ツールの成果物はOSSになる?
- 35. デュアルライセンスは両方のライセンスを遵守する?
- 36. デュアルライセンスは選択した方だけ添付すればいい?
- 37. デュアルライセンスをデュアルライセンスのまま配布可能?
- 38. デュアルライセンスへの貢献はデュアルライセンスにする?
- 39. 複数ライセンスを組み合わせたプログラムは一つのライセンスを選択?
- 40. Webサイトよりソースコードに記載されているライセンスが優先する?
- 41. 組込機器に組み込んだOSSは配布にならない?
- **42. OSS**の貸与も配布になる?
- 43. DaaSからOSSを取り出すことができれば配布になる?
- 44. 実証実験でのOSS組込機器の設置は配布になる?
- 45. OEM商品に添付されたOSS関連の情報提供は不要?
- 46. 他社ソフトに含まれるOSSのライセンスを遵守する必要あり?
- 47. ライセンス違反状態にあるOSSの利用は問題あり?
- 48. 著作権表示は著作者名だけでOK?
- 49. 著作権表示は、ソースコードだけを確認すればいい?
- 50. 著作権表示が無いまま利用してもよい?
- 51. ライセンスが無いソフトは自由に利用できる?
- 52. public domain には条件はありませんか?
- 53. 免責付き public domain には条件はありませんか?
- 54. 配布しないときでもライセンスを読まなくてはならない?
- 55. 社内であれば、商用利用禁止でも利用できる?
- 56. OSSのWebサイトにあるドキュメントを利用できる?
- 57. OSSの書籍等に掲載されたサンプルコードを利用できる?

#### QA一覧 目次(2/2)

- 58. OSSを製品に組み込んでもOSSは免責される?
- 59. 自社プログラムに著名なライセンスを修正して適用可能? **NEW**
- 60.OSSの公開は、OSI承認ライセンスの適用が必須?
- 61. 他言語への移植は利用になりますか?
- 62. ライセンス文をSPDX-License-Identifierへ置き換えていいですか? NEW
- 63. <u>(例) ライセンス文をSPDX-License-Identifierへ置き換えていいですか?</u> **NEW**
- 64. バージョンアップ時のライセンス変更の扱いは? **NEW**
- 65.◆参考情報
- 66.【参考】日本の著作権法
- 67.◆用語集
- 69.◆更新履歴



#### 英語のライセンスでも読まなければいけない?

### Question

英語が苦手なのですが、ライセンスが英語の場合、英語で読まなければいけないでしょうか?

# Answer はい

- ◆ 原文に書かれているライセンス条件を正しく理解し、守らなければならないので、 たとえ原文(英語)が苦手でも読まなくてはなりません。
- ◆ メジャーなライセンスの多くには有志による日本語参考訳があり、ライセンス原文 を読むときの手助けになります。
- ◆ ただし、日本語参考訳や機械翻訳を使用する場合、誤訳に注意が必要です。 細かいニュアンスを確認するなど、原文をきちんと確認しなくてはなりません。

【参考情報】オープンソースライセンスの日本語参考訳

#英語 #日本語訳

#### OSSを商用利用できる?

### Question

OSSを商用利用したいのですが、いいですか?

# Answer はい

- ◆ OSSは、そのOSSライセンスに許諾条件が書かれています。
- ◆ OSSのライセンス条件に従うのであれば、製品利用を含め、自由に利用することができます。
- ◆ OSIで認められたOSSライセンスであれば、商用利用できますが、その他の場合、条件を確認する必要があります。
  - \* OSI: <a href="https://opensource.org/">https://opensource.org/</a>

#### 禁止されていなければ、利用できる?

## Question

インターネットのWebサイトにて、プログラムをダウンロードできるようになっていました。特にライセンス条件がなく、商用利用も禁止されていないので、自社製品に同梱して利用してもいいですか?

- ◆ 無償でダウンロードできるものがすべてOSSとは限りません。
- ◆ 著作権法では、複製したり、改変したり、配布したりする権利は、著作権者が 専有しています。
- ◆ これらの権利について、著作権者が許諾していない限り、ネットに掲載されたプログラムを自社製品に利用することはできません。

#### 他で利用実績があれば、利用できる?

### Question

利用可能なOSSを調査していたところ、他部門で利用実績のあるOSSに必要な機能が含まれていることが分かりました。利用実績があるので、ライセンス条件は遵守可能と思っていいですか?

- ◆ ライセンスを遵守できるかどうかはOSSの利用目的や利用方法により異なります。ライセンス条件を参照し、今回の利用方法で遵守可能であることを確認する必要があります。
- ◆ 例えば、社内利用であれば、OSSを配布する際の条件は関係ありませんが、 今回、製品に含めるのであれば、配布する際の条件を遵守する必要がありま す。

#### OSS名を営業の宣伝媒体で利用可能?

## Question

OSS名を製品名やパンフレットなどの宣伝媒体に付けて営業や販売をしてもいいですか?

# Answer いいえ

◆ OSSの名称やロゴなどについて商標権が取得されているケースがありますし、製品名への使用が、場合よっては不正競争防止法に違反するおそれもあります。また、OSSによっては、製品のセールスポイントとしてOSS名の利用をライセンスで禁止しているものもありますので、勝手に使用することはできません。

OSSが商標に関するガイドライン(\*)を設けている場合は、それに沿った対応が必要です。

\*例:Linuxの商標使用のガイドライン

https://www.linuxfoundation.jp/trademark-usage/

◆ OSSのライセンスは主にソフトウェア(著作物)の利用に関する条件が記載されているものの、 商標については使用するための条件が記載されておらず、使用許諾されていないことが多いで す。そのため、製品名にOSS名を付けたい場合は、コミュニティから許諾を得るのがよいでしょう。

#OSS名 #商標 CC0-1.0 (パブリックドメイン)



#### OSSは特許侵害とは関係しない?

### Question

OSSは、自由に利用することが許諾されているので、特許侵害は関係ないと思っていいですか?

# Answer いいえ

- ◆ OSSの開発者が特許権を許諾していたとしても、その他、開発者以外の人が 特許権を保有していることも考えられます。
- ◆ したがって、OSSの利用が特許権侵害になることがあります。

#特許 #侵害 #特許侵害



#### OSSの投稿では特許侵害になることはない?

### uestion

企業の開発者が、無償のOSSとして公開するために、GitHub等にプログラムを 投稿した場合、特に収益を得ているわけではないので、特許侵害になることはな いですか?

# Answer いいえ

- ◆ 日本の特許法では、特許権者の許諾なく、特許を含む物を業として生産、使用、譲渡等、輸出もしくは輸入または譲渡等の申出する行為はできません。
- ◆ したがって、投稿したプログラムに、特許権者の許諾を得ていない特許が含まれていた場合、収益を得ていなかったとしても、特許侵害になります。

【関連条項】特許法(<u>第二条3項</u>:「実施」とは)



#### OSSに含まれている著作者以外が保有する特許は許諾されている?

### Question

私が利用しようとしているOSSに著作者以外が保有する特許が含まれていることが分かりました。しかし、OSSは自由な利用が許諾されているので、特許の実施も許諾されていると考えて良いですか?

# Answer いいえ

- ◆ 一般に、該当する特許がOSSの著作者が保有する特許でないのなら、OSSの著作者が当該特許を許諾することはできません。
- ◆ つまり、あなたがそのOSSを利用することについて、特許権者から当該特許の 実施の許諾を得ている必要があります。
- ◆ 含まれている特許とその特許権者は誰なのか、また、当該特許の実施の許諾 を得ているかどうかを確認してください。

#特許 #許諾



#### ライセンス違反者は特許権侵害になる?

### Question

自社のOSSを公開する際、このOSSで実施されている自社の特許権を許諾するライセンスを採用しました。ライセンスを遵守していない利用者は特許権を侵害していることになりますか?

# Answer はい

- ◆ 一般的にOSSは、ライセンス条件を遵守することを前提に、特許権や著作権 が許諾されています。利用者がライセンス条件を遵守していないのであれば、こ のOSSを利用することはできません。
- ◆ したがって、ライセンス違反者は特許権侵害や著作権侵害していることになります。

#特許侵害

#### コミュニティへ投稿すると特許権の放棄は必須?

## Question

OSSの開発コミュニティにプログラム投稿を行った場合、投稿者が保有する特許権を放棄しなければなりませんか?

# Answer いいえ

- ◆ 特許庁へ登録した特許権を放棄しなくてもいいです。
- ◆ 例えば、このOSSを利用せず、他社が開発した製品に対して権利行使\*することは可能です。

\*ここでの権利行使とは、差止請求や損害賠償請求のこと。



#### OSS情報の提供は、OSS名のリストだけでいい?

## Question

OEMの開発元からOSSのリストを提供されたのですが、OSS名だけで、そのバージョンやライセンス条件が書かれていません。かなり昔に作られたファームの一部にOSSが使われていて、開発元でも中身がわからないそうです。当社は、製品にOSSリストのみを含めて販売することは可能でしょうか?

# Answer いいえ

- ◆ 開発元に正しいOSS情報を調査してもらい、ライセンス条件を遵守するように 伝えてください。
- ◆ 開発元のオリジナルの製品はライセンス違反状態ですし、OEM製品について、 最終的にお客様に対して責任を負うのは自社であることも、忘れてはいけません。

#OEM #トレーサビリティ

#### ライセンス文書の提示は、参考和訳の方が親切?

## Question

OSSのライセンス条件にて、OSSを配布する際、ライセンス文書を添付する義務がありました。ライセンスが英文の場合、日本国内のお客様であれば、参考和訳だけを添付しておけばよいですか?

- ◆ OSSの開発者が提示した英文のドキュメントを添付する必要があります。
- ◆ 参考情報として和訳を提供する場合は、英文のライセンスが正式版であること を明確にしておく必要があります。
- \*ライセンス原文が英語以外の場合も同様に原則、原文の提示が必要です。



#### ライセンス文書の提供は名称やURLの記載だけでいい?

## Question

OSS配布時にライセンス条件で定められている『ライセンス文書の提供』は、ライセンス名の表示、またはライセンス文書へのリンクを記載するだけでもよいですか?

# Answer いいえ

- ◆ 多くのライセンスでは、ライセンス文書そのものを添付することを条件としています。
- ◆ ただし、ライセンス文書の代わりにライセンス文書へのリンクの記載でよいとしているOSSもあります。リンクの記載としたい場合は、それが認められているOSSかを確認してください。

#ライセンス文書



#### ライセンス文書の提供は紙への印刷が必要?

### Question

OSSのライセンスで定められている『ライセンス文書の提供』は、マニュアル等の紙に印刷しなければなりませんか?

# Answer いいえ

- ◆ 必ずしも紙に印刷する必要はなく、多くのライセンスでは手段は限定されていません。
- ◆ OSSを再配布する形態によって、紙に印刷、電子ファイルを添付、アプリケーションの画面に表示など、受領する人が見ることのできるわかりやすい方法であれば良いです。
- ◆ ただし、一部のライセンスにおいては、UI上での表示を求めているものもあります。
- ◆ ライセンス条件にライセンス文書の提供方法が定められているかを確認してください。

#ライセンス文書



#### ライセンス文書を添付するとOSSの改変になる?

### uestion

入手したOSSに著名なライセンスが適用される旨が記載されていました。しかし、配布時にライセンスを添付する義務があるにもかかわらず、ライセンスファイルが添付されていませんでした。このOSSに指定のライセンスファイルを添付して配布した場合、OSSを改変したことになりますか?

# Answer いいえ

- ◆ OSSそのものを変更しているわけではないですし、ライセンス条件を遵守するための行為ですので、改変にはなりません。
- ◆ ライセンスが添付されていなかった場合、まずは、オリジナルを探し、そこにライセンスファイルが付いていればそれを付けてください。オリジナルにも付いていない場合、著作権者にライセンスを添付するよう依頼することをお勧めします。

#ライセンス文書 #改変



#### 同じライセンス文書なら重複して記載する必要なし?

### uestion

製品で利用予定の複数のOSSに、同じライセンスが適用されていることがわかりました。ライセンス文書の添付は一つでいいですか?

# Answer はい

- ◆ ライセンス文書が同じであり、各OSSとライセンスが対応付けられていれば、OSSの数に合わせた数のライセンス文書を添付する必要はありません。ただし、ライセンス文書が微妙に異なるケースや、特にライセンス文中に著作権情報が記載されているケースがあるので、その場合は、それぞれのライセンス文書を添付する必要があります。
- ◆ その他、ライセンス条件で定められた事項(知財情報が記載されたファイルの添付や謝辞の記載等)があれば、その条件を遵守してください。

#ライセンス文書 #重複

#### 代行作業であれば、ライセンス条件は関係なし?

### uestion

お客様からOSSをダウンロードしてインストールする作業を依頼されました。 当社事務所でダウンロードしたOSSをお客様の事務所へ持ち込みインストールしたとして も、お客様からの依頼なので、OSSのライセンス条件を遵守する必要はないですか?

# Answer いいえ

- ◆ 多くのOSSでは、OSSを配布する際にライセンス条件を課しています。
- ◆ 自社内でダウンロードしたOSSを、お客様の事務所へ持ち込むことは、OSSを配布していますので、ライセンス条件で定められた配布する際の条件を遵守する必要があります。

#### (参考)

ライセンス条件によっては、お客様からの依頼による場合は、配布とみなさないものもあり得ます。

#### 入手したOSSのライセンスを修正することは可能?

### uestion

入手したOSSのライセンス条件を確認したところ、配布先のお客様が遵守できない条件が記載されていました。OSSを配布する際、ライセンス文からこの条件を削除してもいいですか?

- ◆ あるOSSのライセンス条件を決定および修正できるのは、そのOSSの著作権者 だけです。
- ◆ 著作権者の許諾を得ない限り、OSSの再配布者が、勝手にライセンス条件を 修正することはできません。



#### 製品の使用条件は自由に設定できる?

### Question

製品にOSSを利用します。OSSのライセンス条件を考慮せずに、製品の使用条件を決めてもいいですか?

# Answer いいえ

- ◆ OSSはそのライセンス条件を遵守することで利用が許諾されているので、考慮する必要があります。
- ◆ OSSライセンスによっては、利用条件の変更や追加を禁止しているものがあります。製品の使用条件がこのようなOSSライセンスの条件と矛盾する場合は、OSSのライセンス条件を優先する旨を記載することでOSSのライセンス条件を満たす方法があります。各社の法務部門等に相談のうえ、決定してください。

#ライセンス #追加



#### 自社で開発したOSSのライセンスを変更できる?

# Question

自社が作成してOSSとして公開したプログラムのライセンスを変更して配布したいのですが、変更することができますか?

# Answer はい

- ◆ このプログラムに自社以外からの貢献がまだ入っておらず、著作者が自社のみの状態であれば、自社の意志でライセンスを変更することが可能です。
- ◆ 既にこのプログラムに他者からの貢献が入っている場合は、すべての貢献者の同意を得られればライセンスを変更することが可能です。

#両立性

#### 改変したら、コミュニティへ提供する必要あり?

# Question

OSSを改変した場合、改変したソースコードをOSS開発コミュニティへ提供する必要がありますか?

- ◆ ライセンスによりますが、多くのライセンス条件では、改変したソースコードの開発 コミュニティへの提供は任意であり、義務とはされていません。
- ◆ ただし、ライセンス条件は、OSSの開発者が自由に設定できるため、利用する OSSのライセンス条件を確認する必要があります。
- ◆ なお、バグ修正を行なった場合は、OSS開発コミュニティへ提供して大もとの OSSを修正してもらう方が、OSSのバージョンアップ後に再度修正する手間が 無くなるため、提供することをお勧めします。

#### ソースコード提供は開発元のURL紹介でOK?

## Question

ライセンスの中には、ソースコードを提供する義務を含むものがあります。製品に OSSを組み込んだ場合、OSS開発者のダウンロードサイトのURLを記載しておけば いいですか ?

# Answer いいえ

- ◆ ソースコードの提供義務を負っているのは、OSSを利用している企業です。したがって、OSSのバイナリを製品に組み込んで販売するのであれば、販売する会社がソースコードも提供できるようにする必要があります。
- ◆ ソースコードを確実に提供する手段をとる必要があります。例えば、自社がコントロール可能なサイトからダウンロード提供する方法があります。

#### (参考)

OSS開発者のダウンロードサイトは、OSSのバージョンアップ時に、対象のソースコードがダウンロードできなくなったり、リンク切れになったりすることがあります。

#### ソースコードは全世界の人へ提供する?

### Question

ソースコードの提供義務のあるライセンスのOSSを配布する場合、ソースコードをインターネットなどを通じて全世界の人がソースコードを入手できるようにする必要がありますか?

- ◆ ソースコードの提供相手は、ライセンスにより異なりますが、一般的には、配布 先に提供すれば十分とするライセンスが多いです。
- ◆ ただし、ライセンスの中には、提供相手が指定されているケースや、いくつかの選択肢があるケースもあります。例えば、OSSのバイナリを提供した相手、OSSの開発コミュニティ、インターネットへの掲載等があります。
- ◆ したがって、誰にソースコードを提供するかは、利用する個々のOSSのライセンス 条件を確認する必要があります。



#### ソースコードは出荷する時にWebに掲載するだけでいい?

### uestion

製品に利用するOSSのライセンス条件でOSSを配布する際は、ソースコードも配布することが定められていたので、Webサイトでソースを配布しようとしています。この場合、製品の最初の出荷時に対象OSSのソースコードを当社Webサイトに掲載しておけば、その後、製品をバージョンアップしたとしても、OSSのライセンス違反の心配はないですか?

# Answer いいえ

- ◆ 製品のバージョンアップに伴い、OSSもバージョンアップした場合、バージョンアップ前のソースコードに加え、新しいバージョンのものもWebに掲載する必要があります。ソースコードをWebに掲載する期間は製品のバージョン毎に異なることになります。
- ◆ 製品を提供している間は、ソースコードをWebに掲載し続ける必要があります。
- ◆ さらに、ライセンス条件によっては、製品提供終了後、ある一定期間、掲載することが定められている場合があります。
- ◆ Web掲載する場合は、このように適切な対応を維持できるかを確認してください。

#ソースコードの提供 #期間

#### OSSに含まれる他のOSSもライセンス遵守が必要?

### Question

製品に組み込む予定のOSSは、他の複数のOSSで構成されています。製品において、複数のOSSそれぞれすべてのライセンスの要請事項に対応しなければなりませんか?

# **A**nswer はい

- ◆ OSSを構成する他のOSSの中には、開発者やライセンスが異なるものが含まれていることが考えられます。
- ◆ OSSを構成するすべてのOSSについてライセンスを確認のうえ、その条件を遵 守する必要があります。

#### 【関連情報】

Q:両立しないライセンスのOSSを含むOSSを利用できる?

28

#### 依存関係でダウンロードされたOSSは気にせず配布可能?

## Question

cocoapods、composerなどのライブラリ/パッケージ管理ツールによって、依存 関係のある他のOSSがダウンロードされて組み込まれたOSSがあります。この OSSを配布する場合、ツールがダウンロードした他のOSSのライセンスは気にせず 配布できますか?

- ◆ ライブラリ/パッケージ管理ツールによってダウンロードされた、依存関係のある他のOSSについても、配布する際の条件を遵守する必要があります。
- ◆ したがって、自分で開発元からダウンロードしたものと同様に、ライセンスを調査 し、その条件を遵守してください。



#### サーバーからの機能提供は、配布と同じですか?

## Question

WebサービスでOSSを利用し、サーバー上のOSSの機能を使用した結果を顧客の端末で受け取るだけの場合、OSSを配布したことになりますか?

# Answer いいえ

- ◆ Webサービスの顧客が、OSSのコピーを受け取るようになっていないので、配布したことにはなりません。
- ◆ なお、たとえOSS自体を配布しない場合でも、Webサービスの顧客がOSSを 入手できるようにする義務を課しているOSSライセンスもあります。

#Webサービス



#### 両立しないライセンスのOSSを含むOSSを利用できる?

## Question

製品に利用予定のOSSが、両立しないライセンスのOSSを組み合わせて一つの著作物として動作するように作られていることがわかりました。このOSSを製品に組み込んで出荷することはできますか?

## Answer

### いいえ

◆ この場合、もともとのOSSがライセンス違反状態です。それを利用した製品も出荷するとライセンス違反になりますので利用できません。

#### 動作しないならライセンスを守る必要はない?

## Question

製品に搭載してあっても動作することがないOSSが含まれています。この場合、このOSSのライセンスを特に気にしなくてもいいですか?

# Answer いいえ

- ◆ 動作しなくてもOSSを配布したことになります。
- ◆ OSSのライセンスを確認のうえ、その条件を遵守してください。あるいは、動作することがないOSSを取り除いて、製品を販売する方法もあります。

#同梱 #動作

#### 自動生成部分と一致したOSSのライセンス遵守が必要?

## Question

市販の開発ツールでプログラムを開発したところ、自動生成された部分が、ある OSSと一致していました。調べたところ、このOSSも同じ開発ツールで開発された ことが分かりました。自社のプログラムを配布する場合、このOSSのライセンス条件を遵守する必要がありますか?

# Answer いいえ

◆ 対象のプログラムは、OSSに基づいて開発したわけではないので、OSSのライセンス条件を遵守する必要はありません。



#### OSSの開発ツールの成果物はOSSになる?

## Question

OSSの開発ツールで作成した成果物には、そのOSSのライセンスが適用されますか?

# Answer いいえ

- ◆ OSSの開発ツールで作成した成果物については、その中にそのツールのコードの一部が 含まれていない限り、OSSのライセンスを適用されることはありません。
- ◆ パッケージ管理ツールなどのように、そのツールが自動的に他のOSSや第三者の著作物 を取り込む場合には、取り込まれたOSSや著作物のライセンス条件を遵守できるかを確認する必要があります。

(参考)生成した成果物に開発ツールのコードの一部を含んでいてもOSSのライセンスを 適用しない旨の例外が記載されているケースがあります。

#### デュアルライセンスは両方のライセンスを遵守する?

### Question

OSSが異なる2種類のライセンス(デュアルライセンス)の元で配布されている場合、両方のライセンスに従う必要がありますか?

- ◆ デュアルライセンスの場合、一般的にはOSSの利用者が、適用するライセンスを 選択可能です。ただし、選択するライセンスは、利用状況や他のOSSとの組み 合わせによって、どちらかのライセンスに限定されることもあります。
- ◆ OSSの中には、デュアルライセンスと記載しながら、両方のライセンス条件が適用される旨を記載していることもあります。この場合、両方のライセンス条件をすべて満たす必要があります。
- ◆ Readmeファイルや開発コミュニティのFAQ等の関連情報に、ライセンスに関する記載がないかを確認したうえで判断してください。



#### デュアルライセンスは選択した方だけ添付すればいい?

## Question

デュアルライセンスのOSSをバイナリーで配布する場合、選択したライセンス文書のみを添付すればよいですか?

# Answer はい

- ◆ 選択したライセンスに従えば良いので、選択したライセンス文書を添付すれば条件は満たせます。
- ◆ ただし、ライセンス文書の配布・添付方法について条件がある場合はその条件 に従ってください。



### デュアルライセンスをデュアルライセンスのまま配布可能?

## Question

デュアルライセンスのOSSを利用して配布しようとしています。両方のライセンスを遵守できる場合、デュアルライセンスのまま配布することができますか?

# Answer はい

- ◆ デュアルライセンスのOSSを利用した成果物を配布する場合、いずれか1つのライセンスとして、あるいはデュアルライセンスのまま配布することが可能です。ただし、選択したライセンスを遵守することが必要です。
- ◆ デュアルライセンスとして指定された両方のライセンスを遵守するのであれば、デュアルライセンスのまま配布できます。
- ◆ この場合、配布先でどちらかを選択できるので、配布先がどちらを選択しても問題ないかを考慮しておく必要があります。
- ◆ デュアルライセンスの中には、両方を同時に遵守できないケースもあるため、条件を確認してください。

#デュアルライセンス



## デュアルライセンスへの貢献はデュアルライセンスにする?

## uestion

デュアルライセンスのOSSを、一方のライセンスを選択し、改変して配布しました。 この改変部分を元のOSSコミュニティへ投稿するときは、元のデュアルライセンスで 投稿する必要がありますか?

# **A**nswer はい

- ◆ OSSコミュニティが元のOSSに反映した場合、その反映版もデュアルライセンスで公開されることを承知しておく必要があります。
- ◆ 選択したライセンスだけで反映してもらうことはできません。

#コミュニティ #CLA

#### <u>← 目次へ</u>

複数ライセンスを組み合わせたプログラムは一つのライセンスを選択?

## Juestion

複数の異なるライセンスのOSSを組み合わせて作成したプログラムを公開する際、 どれか一つのライセンスを選択すればいいですか?

# Answer いいえ

- ◆ OSSを組み合わせても各OSSのライセンスは変わらないので、すべてのOSSの ライセンスを残したまま、すべてのライセンスの条件に従って配布する必要があり ます。
- ◆ 自身で改変した場合は、ライセンスを追加することも可能です。
- ◆ ただし、各ライセンスの両立性を考慮する必要があります。

#複数ライセンス



#### Webサイトよりソースコードに記載されているライセンスが優先する?

## Question

製品に組み込むOSSの公式サイトには、ライセンス\_Aと記載されていました。 ただし、ダウンロードしたOSSの中に、ライセンス\_Aとライセンス\_Bのライセンス文書がありました。このOSSを組み込んだ製品では、ライセンス\_Bも気にしなくてはならないですか?

## Answer はい

- ◆ サイトには、メインとなるライセンスのみが記載されていることがあるため、基本的には、ダウンロードしたOSSに記載されたライセンス\_Aとライセンス\_Bの両方を遵守する必要があります。
- ◆ ただし、例えば、ライセンス\_Aとライセンス\_Bの両方の遵守が必要なケース、デュアルライセンスのケース、あるいは、ライセンス\_Bが誤って含まれているケース等があります。
- ◆ 今回、ライセンス\_Aに加えてライセンス\_Bも記載されているとのことですので、ライセンス Bが記載されている理由や経緯を確認してください。

#Web #ライセンス

### 組込機器に組込んだOSSは配布にならない?

## Question

組込機器にOSSを含めて販売します。当社は機器を配布(販売)しているのであって、OSSを配布しているわけではないし、ユーザーがOSSを取り出すこともできませんので、当社はOSSを配布していないという事になりますか?

## Answer いいえ

- ◆ OSSが機器に組込まれた場合、機器が他人へ配布された段階で、中に含まれるOSSも配布された事になります。中からOSSを取り出せるかどうかは関係しません。
- ◆ したがって、OSSのライセンスを確認して配布する際の条件を遵守する必要があります。



### OSSの貸与も配布になる?

## Question

OSSを組み込んだ機器を貸与した場合、OSSを配布したことになりますか?

# Answer はい

原則として、組み込み機器を譲渡するケースだけでなく、貸与する場合もOSSを配布していることになります。



### DaaSからOSSを取り出すことができれば配布になる?

## Question

当社はDaaS (Desktop as a Service)を提供しています。本DaaSはOSS(A)を含んでいます。そのDesktop環境において、ユーザーがOSS(A)を取り出すことが可能な状態になっています。この場合、当社は、ユーザーにOSS(A)を配布したことになりますか?

# Answer はい

- ◆ 当社は、配布したことになります。
- ◆ ユーザーが OSSを取り出すことができるということは、OSSをコピーできるということなので、ユーザーへOSSを配布したことになります。

#配布 #DaaS

#### 実証実験でのOSS組込機器の設置は配布になる?

## Question

小売店の顧客の動きを把握するために店頭実験を実施します。小売店の場所を借用し、一時的に当社管理のOSS組込機器を設置し当社が使用します。この場合、OSSを配布したことになりますか?

# Answer いいえ

- ◆ OSS組込機器の所有権は当社にあるため譲渡には該当せず、その管理が当 社にあるため、貸与にも該当しないことから、配布にはなりません。
- ◆ 小売店の場所を借りる契約を行い、設置して当社が使用しているだけであれば、組込機器を貸与しているわけではないため、OSSの配布にはなりません。
- ◆ 小売店の人が操作するなど、実質的な管理が小売店になっている場合は、貸 与として配布されていると解されることが多いでしょう。

#実証実験



### OEM商品に添付されたOSS関連の情報提供は不要?

## Question

他社商品を仕入れて、自社ブランドで販売予定です。他社商品にはOSSのリストとライセンス条件、提供すべきソースコードが入っているという媒体が付属していました。当社商品として販売する際は、予算がないので媒体の複製物を同梱しなくても良いですか?

# Answer いいえ

- ◆ 他社商品は、OSSのライセンス条件を遵守するために、必要な情報を媒体に 入れて製品に付属させていると考えられます。
- ◆ 商品に組み込まれたOSSの正しい情報と必要なソースコードを提供するのは 販売する会社の責任です。これを怠ると販売する会社がOSSのライセンス条件 に違反することになります。
- ◆ したがって、他社商品と同じ媒体にする必要は無いですが、OSS関連の情報 を顧客にも提供する必要があります。

#OEM #ODM



#### 他社ソフトに含まれるOSSのライセンスを遵守する必要あり?

## Question

他社Aと契約して、OSSではないA社製ソフトウェアを当社製品に組み込む予定です。A社製ソフトウェアを入手後、OSSが含まれていることが分かりましたが、OSSを利用している旨の記載はありませんでした。この場合、当社はこのOSSのライセンス条件を遵守する必要がありますか?

# Answer はい

◆ 他社製ソフトウェアに含まれるOSSであっても、そのOSSのライセンス条件を遵守する必要があります。ただし、この質問の場合、A社がOSS開発者と個別に契約していることもあり得ますので、A社に確認してください。

#他社ソフト



### ライセンス違反状態にあるOSSの利用は問題あり?

## Juestion

ダウンロードして取得したOSSには、他者のOSSがいくつか含まれており、その中にはライセンス条件を遵守できていないものがありました。このOSSを製品に組み込んで販売した場合、当社はライセンス違反になりますか?

# Answer はい

- ◆ ライセンスの遵守はそのOSSを扱う人の責任です。この質問のケースの場合、 提供元も違反していますが、あなたも違反になります。
- ◆ 提供元がライセンス違反していることに気付いたのであれば、提供元へその旨を 伝えるといいでしょう。

#ライセンス違反

### 著作権表示は著作者名だけでOK?

## Question

著作権表示は著作者の名前を記載しておけばいいですか?

# Answer いいえ

- ◆ 著作権表示は、一般的に、著作者名ではなく、「©のマーク」、「最初の発行年」、「著作権者の名前」の3点を記載\*します。技術的に©の表示ができない場合は、(C)やCopyrightで代用することも多いです。
- ◆ バージョンアップ等により修正版を公開する場合は、例えば、 「© 2018-2019 The Linux Foundation」 のように公開年を追加して記載することが一般的です。
- \*万国著作権条約に基づく記載方法です。

### 著作権表示は、ソースコードだけを確認すればいい?

## Question

OSSの著作権表示は、ソースコードの先頭だけを確認すればいいですか?

# Answer いいえ

- ◆ ソースコードの先頭部分以外にも、NOTICE、README、COPYING、LICENSE、 AUTHORS等に記載されています。ただし、これらのファイルの中には、ライセンス自体の 著作権表示がある場合があります。
- ◆ OSSのファイル数が多いと抽出漏れが発生する可能性があるので、FOSSology等の ツールを活用するのも効果的です。
- ◆ 記載がない場合は、ダウンロードサイトから開発者を特定して著作権者を問い合わせる 方法もあります。

#### 【関連情報】

Q:著作権表示は著作者名だけでOK?

#著作権者 #著作権表示

### 著作権表示が無いまま利用してもよい?

## Question

製品に利用したいOSSは、配布する際に著作権表示の記載が必須であるライセンスでした。ライセンス文書はあるのですが、著作権表示がありません。 このOSSを著作権表示がないまま製品に利用しても良いですか?

# Answer いいえ

- ◆ 著作権表示がないまま製品に利用するとライセンス違反になります。
- ◆ 入手元をたどって著作権者を特定し、著作権表示の記載内容を確認してください。ただし、著作者が著作者名の記述を望まないケースも考えられますので、その場合は、著作者の意向を尊重してください。
- ◆ 複数企業を経由して入手した場合、途中で改変され、著作権者が増えている こともあります。
- ◆ ライセンスの名称とライセンス文書の雛形へのリンクだけが書かれている場合も 同様の対応が必要です。



### ライセンスが無いソフトは自由に利用できる?

## Question

製品に利用可能なOSSを探しています。インターネットからダウンロードしたOSSにはライセンス文書が付いていなかったのですが、製品に組み込むことができますか?

# Answer いいえ

- ◆ OSSのライセンスには、OSSの利用を許諾するうえでの条件が書かれています。
- ◆ ライセンス文書が付いていないので、このソフトウェアのライセンス条件が分からず、 製品に組み込んで利用することはできません。
- ◆ このソフトウェアを利用するのであれば、著作権者にライセンス条件を問い合わせてください。



## public domain には条件はありませんか?

## Question

入手したOSSのREADMEファイルにpublic domainである旨のみが記載されていました。配布する際、ライセンスの条件は無いと思っていいですか?

# Answer はい

- ◆ public domain のソフトウェアは、著作権者が、著作権を主張しないことを宣言しているものと考えられます。したがって、複製や改変、配布などの利用をする際、特に遵守すべき条件はありません。
- ◆ ただし、再配布する際は、受領者も認識できるように、READMEの情報も一緒に添付するか、public domainであることを明記することをお勧めします。

#public domain



## 免責付き public domain には条件はありませんか?

## Question

入手したOSSのREADMEファイルにpublic domainである旨が書かれており、 さらに開発者は一切の責任を負わない旨が記載されていました。再配布時に public domainである旨と責任を負わない旨の両方を伝えればいいですか?

# Answer はい

- ◆ public domain のソフトウェアなので、著作権者は、著作権を主張せず、条件はないものと考えられます。開発者が責任を負わないという旨を記載しているのは、それを強調する意図があると思われます。
- ◆ したがって、再配布する際は、READMEの情報も一緒に添付することをお勧め します。

#public domain



### 配布しないときでもライセンスを読まなくてはならない?

## Question

OSSを外部に配布しないのですが、ライセンスを読まなくてはいけませんか?

# Answer はい

- ◆ 配布する/しないにかかわらず、ライセンスを読んで、その条件に従って利用する 必要があります。
- ◆ ライセンスによって、外部に配布しないとしても何らかの条件がある場合があります。



### 社内であれば、商用利用禁止でも利用できる?

## uestion

入手したOSSのライセンス条件で商用利用が禁止されていました。社内であれば利用できますか?

# Answer いいえ

- ◆ 一般的には、営利企業の場合、目的のいかんにかかわらず社内での利用も商用利用と考えられます。したがって、商用利用が禁止されているソフトウェアを社内で利用することはできません。ただし、例えば、ライセンス条件によっては、有償販売することは禁止するが、企業の社内利用は許諾する旨を追記しているものもあります。
- ◆ 一方、非営利団体であれば、内部で利用することは可能です。ただし、非営利団体であっても、例えば、NPO団体は利用可能であるが、政府系組織は対象外とするなど、利用可能な団体を限定しているケースもあります。
- ◆ このように「商用利用」について、追加の説明がないかを確認のうえ、判断してください。 (参考)商用利用を禁止しているソフトウェアはOSIのOSSの定義に合致していません。



### OSSのWebサイトにあるドキュメントを利用できる?

## Question

OSSを公開しているWebサイトに記載されているドキュメントや設計図をOSSと同じ条件で利用して自社製品に組込んでもいいですか?

# Answer いいえ

◆ OSSとドキュメント等の利用条件が同じとは限りません。Webサイトのドキュメントや設計図などを利用する場合は、そのドキュメントなどの利用条件を確認する必要があります。OSSとは異なる条件が設定されていることもあります。

### OSSの書籍等に掲載されたサンプルコードを利用できる?

## Question

OSSを紹介する書籍や雑誌などに掲載されていたサンプルコードを自社製品に組み込みたいのですが、自由に利用してもいいですか?

# Answer いいえ

- ◆ 書籍等のサンプルコードであっても、自由な利用を許諾されているとは限らない ため、その利用条件を確認する必要があります。
- ◆ 利用条件が記載されていない場合は、著作権者の許諾を得ない限り、利用 することはできません。

#### 【関連情報】

Q:OSSのWebサイトにあるドキュメントを利用できる?

#Webサイト #サンプルコード



### OSSを製品に組み込んでもOSSは免責される?

## Question

OSSを当社製品に組み込みました。そのOSSのライセンスに免責の条件が記載されているので、OSSに起因した製品の不具合について、当社はユーザーに対して免責になりますか?

# Answer いいえ

- ◆ OSSのライセンス条件ではOSSの開発者を免責しています。OSSを組み込ん だ製品を開発、販売した会社を免責しているわけではありません。
- ◆ 製品の免責事項については、製品の契約条件により決まります。

#免責 #契約



### 自社プログラムに著名なライセンスを修正して適用可能?

## Juestion

自社で開発したプログラムをOSSとして公開予定です。OSIに承認された著名なライセンスの一部を修正して適用可能ですか?

# Answer いいえ

- ◆ 著作権侵害や利用者が誤解するトラブルを避けるため、基本的にはライセンスの一部を 修正して適用することは控えた方がいいでしょう。独自のライセンスが必要な場合は、新 たにライセンスを作成するのが望ましいです。
- ◆ ライセンス文書の著作権を理由に、書き換えを禁止していたり、修正するときの条件を明示しているライセンスもあります。

#### 【関連情報】

Q.入手したOSSのライセンスを修正することは可能?



### OSSの公開は、OSI承認ライセンスの適用が必須?

## Question

当社で独自に開発したプログラムをOSSとして公開することを検討しています。 公開する際のライセンスは、OSIが承認したライセンスを適用しなければならない のでしょうか?

# Answer いいえ

- ◆ OSIが承認したライセンスにかかわらず、著作権者であれば、自由にライセンス 条件を設定することができます。
- ◆ 開発したプログラムをOSSとして広く利用してもらいたいということであれば、OSI 承認で広く利用されているライセンスを選択することをお勧めします。
- ◆ 世の中で広く知られているOSI承認のライセンスであれば、利用者にとって扱いやすいなどの利点があります。

#OSS化 #OSI



### 他言語への移植は利用になりますか?

## Question

OSSであるプログラムを他の言語で書き換えた場合も利用したことになりますか?

# Answer はい

- ◆ 他の言語で書き換えた場合でも、もとのOSSの表現を真似て作成した場合は、 もとのOSSの翻訳・翻案にあたるため、利用したことになります。したがって、ライ センス条件を遵守する必要があります。
- ◆ 一方、もとのOSSと同じ機能を実現していても、独自のアルゴリズムで作成した場合は、新たな著作物となり、もとのOSSのライセンス条件を遵守する必要はありません。

#多言語 #移植

#### ライセンス文をSPDX-License-Identifierへ置き換えていいですか?

## Question

利用しようとしているOSSのソースコードに含まれるライセンス文を確認したところ、<u>SPDX License List</u>にあるライセンスと一致していました。このライセンス文を削除し、代わりに "SPDX-License-Identifier: {Identifier文字列}" を追記(\*1)して配布しようと思いますが、良いですか。 (次スライド参照)

(\*1) SPDXではOSSライセンス全文を表記する代わりにSPDX-License-Identifier: …とソースコードのコメント文の最初に表記することでライセンスが何であるかを識別しやすくする方法が取られています。

<a href="https://spdx.dev/learn/handling-license-info/">https://spdx.dev/learn/handling-license-info/</a>

## Answer いいえ

- ◆ 一般的にOSSライセンスでは、ソースコードで配布する際はライセンス条文を保持することを条件として、改変・再配布等を許諾しています。このため、ライセンス文を削除することはできません。
- ◆ 著作権者と相談すればソースコード中のライセンス文をSPDX-License-Identifierへ置き換えて ライセンス文を別ファイルにする修正を検討してもらうことはできるかもしれません。

#### 【参考】

ライセンス条文を保持することが明確に定められていないライセンスの場合であっても、ライセンス文や著作権などの知的財産権に関する情報を勝手に削除することはおすすめしません。

#### 【関連情報】

Q: ライセンス文書の提供は名称やURLの記載だけでいい?

#SPDX #SPDX-License-Identifier



#### (例) ライセンス文をSPDX-License-Identifierへ置き換えていいですか?

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

- 1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
- 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE COPYRIGHT HOLDERS AND CONTRIBUTORS "AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE COPYRIGHT HOLDER OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

```
#include <stdio.h> もともとこのように書いてある部分を void main ()
```

あとで見た時に分かりやすいよう、冒頭にライセンス名を追記した。 ライセンス名を明記していれば本文がなくてもライセンスは分かるので、サイズ節約やソースの見やすさのために削除したい。

これは良いのか?

#### このように

```
/* SPDX-License-Identifier: BSD-2-Clause */
/* Copyright (C) 2023 OpenChain Japan Work Group */
#include <stdio.h>
...
```

#### または、このように

```
/* Copyright (C) 2023 OpenChain Japan Work Group */
/* SPDX-License-Identifier: BSD-2-Clause */
#include <stdio.h>
...
```

したい。

### バージョンアップ時のライセンス変更の扱いは?

## Question

ライセンス "A" のOSSの "ver.X" を利用したアプリケーションを提供しています。 そのOSSが "ver.Y" でライセンス "B" に変更になりました。アプリケーションで利 用しているOSS "ver.X" もライセンス "B" の条件を遵守する必要があります か?

# Answer いいえ

◆ OSSの "ver.X" を使い続ける限りは、ライセンス "A" のままで利用可能です。

<u>← 目次へ</u>

## 参考情報

### 【参考】日本の著作権法

OSSを含み、ソフトウェアは著作権法で保護されています。

著作権(財産権)

譲渡できる権利

・複製権 : 著作物を複製する権利

・翻訳権・翻案権:著作物を翻訳、翻案する権利

・公衆送信権: インターネット等(有線/無線)にて公衆へ送信する権利

・貸与権:貸与により複製物を公衆に提供する権利

・譲渡権 :譲渡により公衆に提供する権利

・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

: 原著作者が有する二次的著作物の著作者と同じ権利

など

#### 著作者人格権

放棄や譲渡ができない権利

・公表権: 未公表の著作物について公表するか否かを決める権利

・氏名表示権 : 著作者名(または変名)を表示するか否かを決める権利

・同一性保持権:著作者の意に反する改変をされない権利

#### 参考情報

- ・文化庁 著作権制度に関する情報 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html
- •著作権法 e-Gov法令検索 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048

<u>← 目次へ</u>

## 用語集

## <u>用語集</u>

- プロプライエタリソフトウェア
   ソフトウェアの使用、複製、改変、配布などを限定的に許諾しているソフトウェア。
   OSSとの対義語として使用されるケースがある。
- ライセンスの両立
   こつのライセンス条件を同時に満たすことができる場合、「両立する」、
   満たせない場合は、「両立しない」という。
   両立しない場合、それぞれのライセンスのソフトウェアを組み合わせたものを配布することはできない。
- ライセンスの互換性 ライセンスが「両立する」と同じ意味で「互換性がある」という。 ライセンスを取り替えられるということではないため、注意が必要。

<u>← 目次へ</u>

## 更新履歴

#### <u>← 目次へ</u>

#### 更新履歴

#### ◆V1で公開

- 禁止されていなければ、利用できる?
- 他で利用実績があれば、利用できる?
- ・ OSSは特許侵害とは関係しない?
- コミュニティへ投稿すると特許権の放棄は必須?
- ライセンス文書の提示は、参考和訳の方が親切?
- ・ 代行作業であれば、ライセンス条件は関係なし?(V5で修正)
- 入手したOSSのライセンスを修正することは可能?(V4/V7.1で修正)
- 改変したら、コミュニティへ提供する必要あり?
- ・ ソースコードの提供は開発元のURL紹介でOK?
- ・ ソースコードは全世界の人へ提供する?(V4で修正)
- ・ OSSに含まれる他のOSSもライセンス遵守が必要?(V4で修正)
- 動作しないならライセンスを守る必要はない?

#### ◆V2で追加

- 両立しないライセンスのOSSを含むOSSを利用できる?(V4/V5で修正)
- ・ 自動生成部分と一致したOSSのライセンス遵守が必要?(V4で修正)
- デュアルライセンスは両方のライセンスを遵守する?(V4で修正)

#### <u>◆V3で追加</u>

- ・依存関係でダウンロードされたOSSは気にせず配布可能?
- ・ 組込機器に組み込んだOSSは配布にならない?
- ・ 著作権表示は著作者名だけでOK?
- OSSのWebサイトにあるドキュメントを利用できる?
- 自社プログラムに著名なライセンスを修正して適用可能?(V4で修正)

#### **◆V4で追加**

- ライセンス文書の提供は名称やURLの記載だけでいい?
- ライセンス文書の提供は紙への印刷が必要?
- ライセンス文書を添付するとOSSの改変になる?
- デュアルライセンスへの貢献はデュアルライセンスにする?
- 著作権表示は、ソースコードだけを確認すればいい?
- OSSの書籍等に掲載されたサンプルコードを利用できる?
- OSSを製品に組み込んでもOSSは免責される?

#### ◆V5で追加

- OSSの投稿では特許侵害になることはない?
- OSS情報の提供は、OSS名のリストだけでいい?
- 同じライセンス文書なら重複して記載する必要なし?
- ソースコードは出荷する時にWebに掲載するだけでいい?
- デュアルライセンスは選択した方だけ添付すればいい?
- OEM商品に添付されたOSS関連の情報提供は不要?
- ・他社ソフトに含まれるOSSのライセンスを遵守する必要あり?
- 著作権表示が無いまま利用してもよい?
- 製品の使用許諾条件とOSSのライセンス条件は無関係?

#### ◆V6で追加

- OSSを商用利用できる?
- OSS名を営業の宣伝媒体で利用可能?
- ライセンス違反者は特許権侵害になる?
- ・製品の使用条件は自由に設定できる?
- サーバーからの機能提供は、配布と同じですか?
- OSSの開発ツールの成果物はOSSになる?
- Webサイトよりソースコードに記載されているライセンスが優先する?(V7で修正)
- ライセンスが無いソフトは自由に利用できる?
- public domain には条件はありませんか?
- 免責付き public domain には条件はありませんか?
- ・ 社内であれば、商用利用禁止でも利用できる
- 用語集

#### ◆V7で追加

- デュアルライセンスをデュアルライセンスのまま配布可能?
- ・OSSの貸与も配布になる?
- DaaSからOSSを取り出すことができれば配布になる?
- ・ 実証実験でのOSS組込機器の設置は配布になる?
- OSSの公開は、OSI承認ライセンスの適用が必須?

#### **◆V7.1で追加**

・目次から各スライドヘリンクを追加

#### ← 目次へ

#### 更新履歴

#### **◆V8で公開**

- 英語のライセンスでも読まなければいけない?
- 複数ライセンスを組み合わせたプログラムは一つのライセンスを選択?
- ライセンス違反状態にあるOSSの利用は問題ない? (V8.1で修正)
- ・配布しないときはライセンスを読まなくていい?(V8.1で修正)
- ・ 他言語への移植は利用になりますか?
- •【参考】日本の著作権法

#### ◆V8.1で修正

- ・ライセンス違反状態にあるOSSの利用は問題あり?
- •配布しないときでもライセンスを読まなくてはならない?

#### **◆V9で公開**

- \*OSSに含まれている著作者以外が保有する特許は許諾されている?
- ・自社プログラムに著名なライセンスを修正して適用可能?
- ライセンス文をSPDX-License-Identifierへ置き換えていいですか?
- ・バージョンアップ時のライセンス変更の扱いは?

## **END**

- ◆ Openchain-japan-wg は、どなたでも参加できます。
- ◆ 参加する場合は、以下にメールを送信願います。

japan-sg-faq@lists.openchainproject.org